

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）1 月 1 2 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護に関すること
に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う
本人通知の省略について（答申）

2 0 1 6 年（平成 2 8 年）1 2 月 1 5 日付けで諮問（第 8 3 2 号）された生活保
護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護に関することに係る個人情報
を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について
次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条
例」という。)第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があ
ると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省
略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次
のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平塚市長より、国民健康保険法第 1 1 3 条の 2 に基づき国民健康保険の手續
きのため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。国民
健康保険法第 1 1 3 条の 2 の規定は目的外のために提供しなければならないこ
とが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場
合に該当するため、平塚市長に生活保護受給者情報を目的外に提供すること
について、藤沢市個人情報の保護に関する条例第 1 2 条の規定に基づき、藤沢市
個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

住所、氏名、生年月日、保護受給の有無、保護開始日、保護廃止日

イ 目的外に提供する相手方
平塚市長

ウ 目的外提供の根拠規定
国民健康保険法第113条の2

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、国民健康保険法第113条の2に基づくものである。

国民健康保険法第113条の2は「市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者の種別の変更若しくは国民年金法の規定による保険料の納付状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した平塚市長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について平塚市長に問い合わせたところ、「生活保護受給者であれば、国民健康保険の資格を有しないため、資格喪失の手続きを行うことができる。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、当該個人情報の帰属者は、既に居所が不明であり、本人通知を行う手段がない。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

ア 生活保護受給状況について（照会）

イ 回答書（案）

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断

をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

今回の照会の具体的な必要性について平塚市長に問い合わせたところ、「生活保護受給者であれば、国民健康保険の資格を有しないため、資格喪失の手続きを行うことができる。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、当該個人情報の帰属者は、既に住所が不明であり、本人通知を行う手段がない、とのことである。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上